

◇ 離婚後の慰謝料請求の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

慰謝料は、相手方の不法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するための損害賠償であり、相手方の行為によって、離婚せざるを得なくなったような場合などに請求することができます。

離婚後に慰謝料について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます(離婚前の場合は、夫婦関係調整調停(離婚)の中で慰謝料について話し合いをすることができます。)

調停手続では、当事者双方から、離婚に至った経緯や離婚の原因がどこにあったかなどの事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決策を提示したり、解決のために必要な助言をする形で話し合いが進められます。

2 申立てできる方

離婚した元夫または離婚した元妻

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

(申立書提出の際、口のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5に記載の書類
 - 離婚時の夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
※ 離婚により夫婦の一方が除籍された記載があるもの
 - 収入印紙 1,200円分
 - 郵便切手 140円×1枚、100円×2枚、84円×6枚、50円×2枚、
20円×4枚、10円×4枚、5円×2枚、2円×4枚 (1,082円分)
- ◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。 相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。 申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所(同居中の住所など)を記載することができます。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。 相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です。) 相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。 特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。 また、 自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。
2	調停のしおり	調停の進行についての説明書です。

7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)

